

工事現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該建設工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

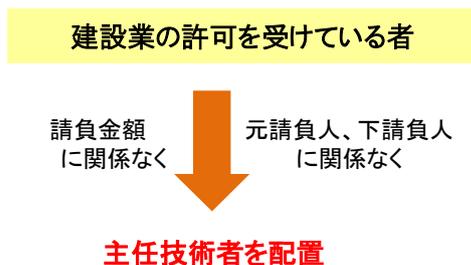
【監理技術者等の職務】

監理技術者等は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。（法第26条の3第1項）

①主任技術者

建設業法（以下「法」という。）においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

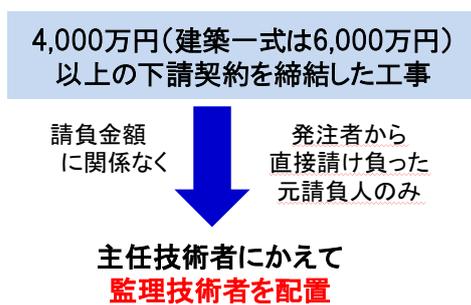
（法第26条第1項）



②監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

（法第26条第2項）



③主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。（平成16年3月1日付 国総建第315号『監理技術者制度運用マニュアル』二一（3））

（当初請負工事）
請負代金 6,000万円
下請代金合計 2,700万円
主任技術者



（変更請負工事）
請負代金 9,800万円
下請代金合計 6,100万円
監理技術者



④ 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、原則認められていませんが、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の場合等が考えられます。 (『監理技術者制度運用マニュアル』二一ニ(4))

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ②橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。

⑤ 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所における専任の技術者は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

(平成15年4月21日付 国総建第18号『営業所における専任の技術者の取扱いについて』)

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること (工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度であること)
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ④当該工事の専任を要しない監理技術者等であること

